

里親解除、参考人招致へ

県議会 報告書の実態把握を

県議会文教厚生委員会は24日、里親委託解除事案に関する陳情を巡り、2月に最終的な調査報告を発表した有識者3人を参考人として招致することを決めた。

同事案について県青少年子ども家庭課は、昨年7月に児童相談所などと特別支援班を構成し、里子や実親、元里親を支援していると説明してきた。しかし、喜友名智子委員らは「個人情報保護」により、今も子どもの最善の利益が実現されているかが不透明と指摘した。

また、概要版のみの発表となっていた調査報告

書の情報公開が先延ばしになっている現状から、実態把握への足がかりとして、関係者の意見を聴取してきた有識者3人と非公開の秘密会で意見交換する方向でまとまった。

差別的言動(ヘイトスピーチ)を解消するため県が上程した「県差別のない社会づくり条例」については、新垣淑豊委員から罰則規定などの「議論が尽くされていない」として継続審議の動議が出されたが、賛成少数で否決された。その後、討論の上、賛成多数で可決した。

(嘉陽拓也)